

愛知県精神医療センター 医療観察法病棟地域連絡会議 議事概要

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 10:00～11:00
- 2 会 場 精神医療センター 外来北棟 2 階 大会議室
- 3 出席者 地元住民代表委員 3 名
関係機関委員（オブザーバー出席 1 名を含む） 9 名（1 名代理出席）
院内委員 8 名

4 概 要

- (1) 院長あいさつ
- (2) 議事
 - ① 医療観察法病棟 運用状況について
 - ② 無断退去防止マニュアルについて
- (3) その他

【主な発言等】

- ①委員：対象者が外出・外泊訓練を行う際、どのような職員体制で同伴するのか。
→ 外出、外泊とも職員 3 名が同伴する。
- ②委員：人によって入院が長期にわたり、なかなか退院できないこともあると思う。そういう方は社会復帰できるまでここにいるのか、それとも他の医療機関に移るのか。
→ 長期の方をどうするのかはケースバイケースである。治療効果が予測できる方には引き続き医療観察法の治療を続けていくことになる。一方、従来の精神保健福祉法により転院して入院治療を続けるケースもある。
- ③委員：精神医療センターの医療観察法病棟が昨年 9 月に開棟した。順調にいけば今年度中に社会復帰される方が出始めるのか。
→ 今月から外泊訓練がスタートしている。年末か年明けの頃、最初の退院の方が出ると予測している。
- ③委員：退院した場合、退院後は必ず通院をするのか。
→ 退院する時は裁判所が審判を行う。実際には、ほぼ全例で、引き続き指定通院が必要だという裁判所の判断があり、指定通院に入っていく。
指定通院とは従来の通院と異なり、通院が途切れた時には介入するという法体系の中での通院である。